

○「議案第１０６号 川崎市新本庁舎超高層棟新築工事請負契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 変更契約の増額内訳について

本件変更契約により契約金額を約１８億１，０００万円増額することとなるが、その内訳は、インフレスライド条項の適用によるものとして約８億５，０００万円、仕様・数量の変更によるものとして約９億６，０００万円となっている。

* グループデスクの運用方法について

グループデスクは、１人当たり１．２メートルの作業スペースを確保しつつ、同時に８人が使用可能なものを導入予定である。自由な配席で業務を行い、勤務時間外には、計画配置端末を職員それぞれに割り当てられた専用ロッカーに保管することとなる。

* 単品スライド条項の適用に係る本市の対応について

単品スライド条項は、工事材料の価格に著しい変動が生じた場合に適用されるものであるため、適用に当たっては、元請業者と下請業者との契約内容及び価格変動によって生じた実費をそれぞれ確認していくこととなる。確認作業の手間や、工事の進捗状況等を踏まえた上で、元請業者が当該条項の適用を求めないと判断したものである。

* 作業報酬下限額の保証に係る確認方法について

財政局契約課において、公契約条例に基づき、労働者に支払われた金額を書面上で確認する。

* 増額に伴う労働者の賃金への反映について

労働者の賃金は請負業者間の契約によるものであるため、詳細は本市で把握することはできないが、今後、増額分の賃金への反映について元請業者に促していく。

* 新本庁舎の防災機能について

新本庁舎のアトリウムは、半屋外となっており、折り返しの階段が設置されているため、浸水時の水位によっては、外部から船により接近し、２階フロアに直接入ることが可能な構造となっている。

また、災害対策活動においては、市職員のほか、他都市等から応援に来た多くの人員が活動できる場所の確保が必要となるため、共用会議室の間仕切りを可動式としている。

* 非常用電源の設置場所について

新本庁舎は、平時における庁舎の利便性及び発災時における災害活動の効率化を踏まえて、３階と４階の間に免震層を設置した中間階免震構造を採用している。免震層の上階である４階及び５階に、非常用電源を含む機械室を設置しているため、浸水被害を防止することが可能と考えている。

*** 新本庁舎におけるBCPについて**

旧本庁舎は昭和13年に建設され、耐震性が低く、倒壊の危険があったため、本庁機能の一部を民間ビルへ移転させることとなった。新本庁舎は、大地震の際の倒壊を防ぐのみならず、発災時の中枢拠点としての業務継続を可能とするため、耐震強度を向上させている。また、商用電源の使用が不可能となった場合には、中圧ガスを活用した非常用発電機及びコージェネレーションシステムの併用により、通常の90パーセントの電力が確保でき、また、ガスが途絶した場合でも、非常用発電機により、1週間分の発電が可能であるため、より質の高いBCPを策定することが可能となっている。

《意見》

- * 職員を収容するために必要なスペースをあらかじめ把握し、民間ビルを含めた庁舎管理を計画的に行ってほしい。
- * グループデスクの運用方法においては、情報管理の適正化を図るとともに、実際に利用する職員の意見を踏まえて、より良い労働環境の整備に向けた検討を進めてほしい。
- * 事業が完了する令和7年3月には、事業全体の総括をしっかりと行ってほしい。
- * 労働者への賃金の支払いに係る調査を行い、実態を把握した上で、適正な金額が支払われるよう対応してほしい。
- * 建設業の倒産件数が急増している昨今において、公契約の品質保証のため、下請業者への報酬が適正に支払われるよう、本市として積極的に対応してほしい。
- * 労働者への賃金の支払いにおいては、元請業者が契約上の責任を負うものであるため、本市としては公契約条例の趣旨に基づき適正に対応してほしい。
- * 新本庁舎への移転に当たっては、移転時に発災する事態を想定し、主要局である健康福祉局、まちづくり局、建設緑政局及び危機管理本部の災害対応が滞りなく行われるよう、移転計画の検討を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第111号 令和5年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*** 家計急変世帯への対応について**

電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金事業は、国から示された低所得世帯支援枠に基づき給付を行うものであり、令和5年度住民税非課税世帯に加え、支援枠の対象とならない令和5年度住民税課税の生活保護受給世帯を支給対象とするものであるが、家計急変世帯は対象としていない。

*** 案内及び給付方法について**

全世帯に一律に案内を送付することは、対象外の世帯に誤解を生じさせるおそれがあるため、まず、令和4年度の給付実績を参照し、本市が振込口座情報を保有している世帯に対し、支給のお知らせを送付した上で、プッシュ型で給付を行う。また、令和5年度から新たに非課税世帯となった世帯は、本市が振

込口座情報を保有していないため、確認書を送付し、振込希望口座の返信を受領してから給付を行う。これに対し、転入者や、住民税非課税の未申告者など、令和５年度の税情報を本市で確認できない世帯については、該当者自身で本市ホームページ等から申請書を入手し、提出しなければならない。

*** 申請が必要な方への周知方法について**

本市ホームページや、市政だよりによる周知のほか、公共施設へのチラシ等の配架を想定しているが、配架場所の増設や配架方法の工夫など、申請が必要な方へ、より適切に伝わるような周知を実施する。また、過去の給付事業の経験や課題を踏まえ、市民から見て分かりやすい周知方法を検討していく。

*** 税情報を確認できない給付対象世帯数について**

約１万世帯と見込んでいる。

*** 想定数を上回る給付申請があった場合の対応について**

想定数を上回る給付申請により、予算が不足した場合には、必要な予算を確保した上で、対象者に漏れなく給付がなされるように対応していく。

*** 事務経費が配分額を上回った場合の対応について**

本補正予算においては、国からの配分額の範囲内で事務経費を算出しているが、仮に、配分額を上回る場合には、国から示された推奨事業メニューを活用して対応していくこととなる。

《意見》

* 住民税非課税世帯に該当しない単身者は、月収約８万３，０００円を超える程度の経済状況であることも想定されるため、給付対象世帯を拡大するなど、追加の支援策を検討してほしい。

* 自身で申請を行う必要がある方に対して、しっかりと情報が伝わるように、周知方法を工夫してほしい。

* 周知不足により、対象者が給付を受けられないということがないように、具体的な事例を挙げるなどして、市民にとって分かりやすい周知を行ってほしい。

* 県が実施を決定したＬＰガス物価高騰対応支援金の給付について、特別市を目指す本市としても遅れを取ることをないように、実態を把握した上で検討を進めてほしい。

* 本補正予算が議決されてから、市民の方に給付金が迅速に振り込まれるように、手続を早急に進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決